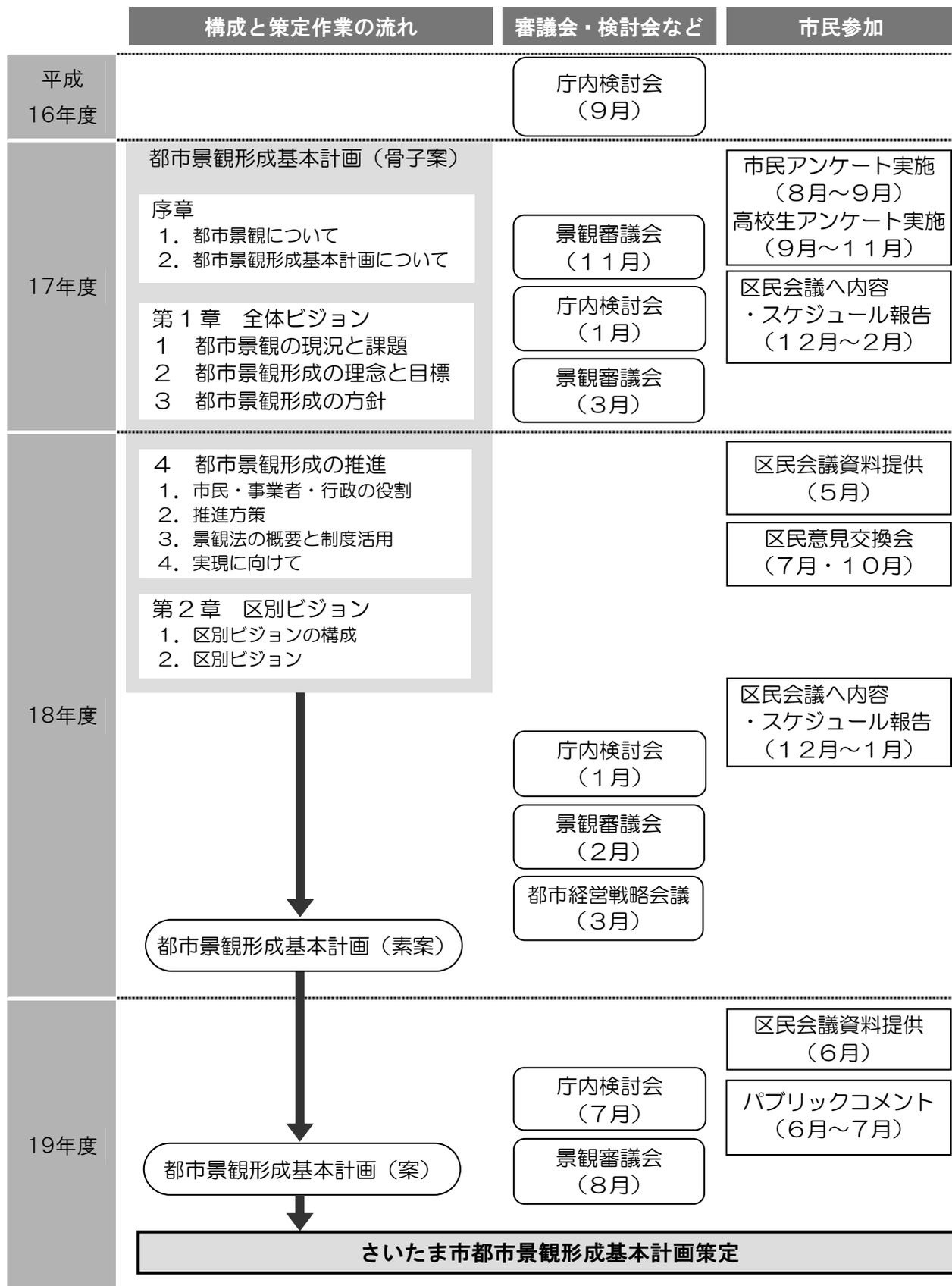


付属資料

A
R
R
E
N
D
I
X

1. 策定の経緯

(1)さいたま市景観形成基本計画策定経緯



(2) 景観審議会 委員(都市景観形成基本計画の審議に携わった委員)

※敬称略、所属は平成19年8月31日現在

〈会長〉	相田 武文	芝浦工業大学名誉教授	
〈委員〉	尾崎 真理	(株)オズカラースタジオ代表取締役	
	窪田 陽一	埼玉大学大学院教授	
	白鳥 敏男	弁護士	
	高岡 敏夫	社団法人 埼玉建築設計監理協会理事・相談役	
	田中 千鶴子	彫刻家	
	近田 玲子	(株)近田玲子デザイン事務所代表取締役	
	松下 潤	芝浦工業大学システム工学部教授	
	細沼 武彦	市議会議員(都市開発委員会委員長)	※H17.11.1 ~ H18.6.6
	高柳 俊哉	市議会議員(都市開発委員会委員長)	※H18.6.7 ~ H19.8.8
	桶本 大輔	市議会議員(都市開発委員会委員長)	※H19.8.9 ~
	土橋 貞夫	市議会議員(建設水道委員会委員長)	※H17.11.1 ~ H18.6.6
	角田 一夫	市議会議員(建設水道委員会委員長)	※H18.6.7 ~ H19.4.30
	今城 容子	市議会議員(建設水道委員会委員長)	※H19.5.1 ~

(3) さいたま市都市景観計画策定庁内検討会 構成員

※所属、役職名は平成19年7月25日現在

〈座長〉	都市計画部次長	都市局都市計画部
〈副座長〉	都市計画課長	〃
〈委員〉	企画調整課長	政策局政策企画部
	環境総務課長	環境経済局環境部
	産業廃棄物指導課長	〃
	経済政策課観光政策室長	環境経済局経済部
	農政課長	〃
	都市公園課長	都市局都市計画部
	みどり推進課長	〃
	開発調整課長	〃
	市街地整備課長	都市局まちづくり推進部
	区画整理支援課長	〃
	大宮北部まちづくり事務所長	〃
	北部都市・公園管理事務所管理課長	都市局北部都市・公園管理事務所
	南部都市・公園管理事務所管理課長	都市局南部都市・公園管理事務所
	計画管理課長	都市局都心整備部
	道路環境課長	建設局土木部
	道路計画課長	〃
	河川課長	〃
	建築行政課長	建設局建築部
	営繕課長	〃
	文化財保護課長	教育委員会生涯学習部

2. 用語解説

	頁	用 語	解 説
あ	17	遺構	かつての建造物などの構造の痕跡。
	16	市宿通り	主要地方道さいたま幸手線のうち主に岩槻区本町1丁目に面している区間の呼称。
	16	一里塚	主要な街道に1里(約3.927km)ごとに築かれた里程標。松や杉など、石碑以外のものもある。 日光御成道の一里塚。江戸日本橋から10里目にあたる。
	25	NPO法人	政府・自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間の支援のもとで社会的な公益活動(特定非営利活動)を行う法人。
	4	横断的な連携	市の課部局のほか、県、国、警察や景観整備機構など景観形成に関係する者の連携。
	19	オープンスペース	所有権を問わず、一般公衆が立ち入ることができる空間。
	16	屋外広告物	屋外広告物法に規定される看板、立看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物などに掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。
	20	屋上緑化	建築物の屋上に植物を植えることにより、都市景観の向上のほか、地球温暖化の軽減や大気汚染の減少を図るもの。
か	21	環境空間	新幹線建設にあたり、騒音、振動の環境対策として旧国鉄が先行買収し確保された、鉄道高架両側の緩衝地帯。一部区間については、緑地、緑道として整備されている。
	9	幹線道路	国道、県道及び市道のうち一級のもの。
	29	協働	市民・事業者・行政が、相互の立場や特性を尊重しつつ対等な立場から、地域や社会における共通の課題の解決や目的の実現に向けて、相互の役割を明確にした上で、連携を図りながら協力して活動すること。
	15	曲輪	城壁や堀、崖や川などで仕切った城・館内の区画のこと。
	3	形態意匠	屋根又は外壁などの形態又は色彩、様式、材質その他の意匠(デザイン)のこと。景観法第8条に規定される「形態又は色彩その他の意匠」と同様の意。
	59	境内地	宗教法人法第3条に規定される当該宗教法人固有の土地。
	53	結節点	つなぎ合わされた部分。ここでは、鉄道や道路などが交錯するところ。
	2	公共公益施設	国、県、市などの公共施設と電力、ガス、通信、銀行などの公益施設の総称。
	28	公共事業	国及び地方公共団体などが行う都市基盤整備事業のこと。
	56	高次都市機能	日常生活を営む圏域を超えた、広域的な地域を対象とした商業や業務、文化、交流、教育などの質の高い都市的なサービスを提供する機能のこと。
	44	高度利用	容積率を大きくすることにより、その土地の空間を有効に利用すること。
さ	5	さいたま市美しいまちづくり景観条例	優れた都市景観の形成のため、制定された条例で、市内の一定の地域における、大規模な建築物の新築の際の届出などについて規定している。

	頁	用語	解説
さ	5	さいたま市環境基本計画	さいたま市環境基本条例に基づき、環境の保全および創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため策定された、環境分野の総合計画。
	5	さいたま市総合振興計画	本市の高度な都市機能と豊かな自然、地域に根付いた文化を生かしながら、活気に満ちた一貫性のある都市づくりを進めるため市民と行政がそれぞれの役割と責任を自覚し、協働による都市づくりに取り組んでいくための指針。
	5	さいたま市都市計画マスタープラン	都市計画法に位置づけられる「市町村の都市計画に関する基本的な方針」であり、都市全体や地域の将来像を示し、個別具体の都市計画を行うための基本的な指針。
	5	さいたま市農業振興ビジョン	平成 17 年 3 月に策定された、平成 32 年を目標年次とする、さいたま市の農業政策の最上位指針。
	5	さいたま市緑の基本計画	都市緑地法に基づく「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」として、さいたま市が中長期的な観点から定める緑に関する総合的な計画。
	76	里親制度	公園や道路などの公共スペースを「養子」にみたくて、市民などが「親」となって、環境美化活動や維持管理活動を行う仕組み。
	2	里やま	人為的に形成され、維持されてきた二次林、またはその周辺の農地や用水路、草地などを合わせた地域のこと。関東地方の二次林は、主にコナラ、クヌギなどからなる雑木林である。
	12	市街化区域	既に市街地を形成している区域と概ね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図ることとされる都市計画法上の区域。
	12	市街化調整区域	市街化を抑制すべきとされる都市計画法上の区域。農林漁業用の建築物等や一定の要件等を備えた計画的開発などを除き、原則として開発行為は許可されない。
	18	市街地開発事業	地方公共団体などが、一定の地域について、総合的な計画に基づき、公共施設・宅地などの整備を一体的に行い、面的な市街地の開発を図る事業のこと。土地区画整理事業、市街地再開発事業などがある。
	18	市街地再開発事業	既成市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るために、建築物及び建築敷地の整備と併せて、道路・広場などの公共施設を一体的かつ総合的に整備し、安全で快適な都市環境を創造するための事業のこと。
	27	敷地の細分化	従来大きな区画で使用されていた建物敷地が、小規模な区画に分割されること。空地の減少により、採光や通風などが阻害されることで、住環境の悪化をまねく。
	12	自然緑地	さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地など、一定の条件に該当する緑地を保全するために市長が指定するもの。自然緑地は公開する緑地である。
73	指定文化財	文化財保護法、埼玉県文化財保護条例およびさいたま市文化財保護条例に基づき、歴史、芸術、学術上価値が高いものとして指定された文化財。	
20	借景	主に造園で使われる用語で、庭園外の山や樹木などの自然の景観を、庭の風景の一部として取り入れたもの。	

	頁	用語	解説
さ	10	斜面林	台地縁辺部の斜面に立地する樹林地のこと。市内では、見沼田圃周辺に多く見られる。
	45	修景	建築物の形態意匠を周辺の自然環境や街並みと調和させる景観整備のこと。ランドスケープともいう。
	138	生産緑地	市街化区域内の農地で、保全する農地として生産緑地法に基づき指定されたもの。
	8	政令指定都市	地方自治法の規定に基づき、政令で指定された都市。概ね人口70万人以上が指定の基準となっており、さいたま市を含め、17市が指定されている。行政区の設置や、権限の拡大など、一般市とは異なる扱いが認められる。
た	76	地区計画	地区の特性を生かした良好な環境の整備や保全を目的として、地区施設等の配置や建築物の用途、高さ、壁面位置、敷地の規模などについて、地区のルールとして定める都市計画。
	26	眺望景観	ある地点から見渡した風景のこと。
	48	眺望点	展望台など、風景を見渡すための地点のこと。
	53	電線類の地中化	道路上空の電線、電話線などを、主に歩道敷を利用して地中に埋設すること。地中化が実施されると、電柱や電線のない、すっきりとした街並みになる。
	118	特別天然記念物	文化財保護法に基づき指定される、動植物や地質など、学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの（天然記念物）のうち、特に価値が高いもの。
	12	特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風景や景観が優れているなど、一定の要件に該当する良好な自然的環境を形成している緑地について、それを保全するため、都道府県または市町村が都市計画に定める地区。
	18	都市型住宅	都心などにおいて、高度利用された形態でにぎわいや都市的な景観を形成し、様々な都市機能を身近に利用できるという高い利便性を生かした住宅。
	8	都市活動	都市において行われる、市民生活、商業活動、生産活動などを総称した、様々な活動のこと。
	18	都市基盤	都市活動を支える道路、鉄道などの交通施設や公園、上下水道などの施設の総称。電気、ガスのほか、電話などの通信施設も広義には都市基盤に含まれる。インフラと称されることもある。
	35	都心	商業機能や業務機能などの高度な都市機能が集積し、広域的な都市活動や市民活動の拠点となる地域。さいたま市内では、総合振興計画において、「大宮駅周辺・さいたま新都心周辺地区」、「浦和駅周辺地区」の2地区が位置づけられている。
	18	土地区画整理事業	区域内の土地所有者が土地を提供（減歩）し合って、道路・公園などの公共施設用地にあて、残りの土地の区画を整え（換地）利用価値を高めて、健全な市街地とする事業。
	12	トラスト保全地区	市民や企業の寄付金などによって緑などの保全が図られている地区。

	頁	用語	解説
は	51	橋詰め	橋が終わっているところ、橋のきわ。
	16	風致地区	都市の風致（自然界の趣、あじわい、風趣）を維持する目的で、景勝地、樹林、低密度住宅などを指定する都市計画。
	35	副都心	都心を補完し、都市活動を多様化させる都市機能を備える拠点。
	12	ふるさとの緑の景観地	埼玉県ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例に基づき、地域を知事が指定するもの。ふるさとの緑の景観地は相当規模（概ね5ha以上）にわたり、ふるさとを象徴する緑を形成しているものを指定している。
	56	壁面緑化	主にコンクリート建造物の壁面を緑化することにより、屋上緑化と同様、都市景観の向上のほか、地球温暖化の軽減や大気汚染の減少を図るもの。
	18	ペDESTリアンデッキ	歩行者のための高架の道路。歩行者と自動車を分離し、歩行者の安全と自動車交通の効率化を図るもので、歩車分離の方法の1つ。
	73	保存樹木	都市の健全な環境の維持と向上を図るため、特に健全に生育した樹木について、(財)さいたま市公園緑地協会が指定するもの。
	12	保存緑地	さいたま市みどりの条例に基づき、良好な自然環境を有する樹林地、水辺地など、一定の条件に該当する緑地を保全するために市長が指定するもの。保存緑地は非公開の緑地である。
ま	94	漫画会館	近代漫画の先駆者「北沢楽天」の晩年の居宅跡に建てられた、昭和41年に開館の日本初の漫画に関する美術館。
や	75	夜間景観	住居や商業施設などの夜間生活の灯り、街路灯、ライトアップやイルミネーションなどによる夜間の景観。
	12	屋敷林	屋敷の周囲に防風や防火のために植えた樹林で旧家に多く見られる。
	10	谷戸	谷（やつ）。水はけの悪い低湿地のこと。
ら	118	流通業務施設	主にトラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設、卸売市場、上屋又は荷さばき場、道路貨物運送業、貨物運送取扱業、信書送達業、倉庫業又は卸売業の用に供する事務所又は店舗などを指す。「流通業務市街地の整備に関する法律」の第2条に定義する施設をいう。
	76	緑地協定	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地などの所有者全員の合意によって、市町村の認可を受けて締結される緑地の保全または緑化の推進に関する協定。
	139	レクリエーション農園	農業のふれあいの場、自然学習の場、また、生きがいと健康づくりの場として楽しめる新しいスタイルの市民農園。

さいたま市都市景観形成基本計画



平成 19 年 10 月

さいたま市都市局都市計画部都市計画課
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号
TEL 048-829-1404 FAX 048-829-1979
E-mail toshi-keikaku@city.saitama.lg.jp



さいたま市都市景観形成基本計画